

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年6月30日

香川県監査委員 白鳥 一雄
同 武田 宏之
同 鏡原 慎一郎
同 城本 宏

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和7年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
検討指示事項	ア 契約について (ア) 非常用発電機保守点検委託業務について、適正な履行が確認できるよう、点検業務計画書及び結果報告書の内容を検討されたい。 (会計課)	ア 契約について (ア) 委託業者に対し、仕様書に定める点検業務計画書を提出させるとともに、業務終了後に作成する報告書は、仕様書に基づいた点検が確実に履行されていることが明確に確認できるものに変更した。 今後は、契約事項の遵守及び適正な履行確認を徹底する。